

## 国と地方の協議の場に関する法律案に対する修正案

国と地方の協議の場に関する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中「地域主権改革（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第一項第三号の三に規定する地域主権改革をいう。）」を「地方分権に関する改革」に改める。

第二条第一項第二号中「内閣府設置法」の下に「（平成十一年法律第八十九号）」を加え、「地域主権改革担当大臣」を「地方分権改革担当大臣」に改める。

附則第二項中「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」を「地方分権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に改め、「第一条及び」を削り、「第一条中「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第一項第三号の三に規定する地域主権改革をいう」とあるのは「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革をいう。以下同じ」と、第二条第一項第二号中「内閣府設置法」を「同号中「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）」に、「地域主権改革担当大臣」とあるのは」を「地方分権改革担当大臣」とあるのは、」に、

「地域主権改革に関する」を「地方分権に関する改革に係る」に改める。